

平成30年3月26日

京丹後市議会

議長 松 本 経 一 様

京丹後市役所本庁舎整備調査特別委員会

委員長 金 田 琮 仁

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会が調査した下記の事件について、会議規則第107条の規定により報告します。

記

1 調査検討事件

京丹後市役所本庁舎整備に関する調査・検討

2 調査の経過

平成28年 5月19日 第1回委員会

正副委員長の互選について

平成28年 5月26日 第2回委員会

市役所本庁舎整備について

平成28年 6月29日 第3回委員会

市役所本庁舎整備にかかる諸課題、論点の整理について

平成28年 8月24日 第4回委員会

市役所本庁舎整備について

平成28年 9月28日 第5回委員会

特別委員会の調査中間報告の作成について

平成28年10月 3日 第6回委員会

特別委員会の調査中間報告の作成について

平成28年10月 5日 中間報告の提出

平成28年11月 1日 第7回委員会

市役所本庁舎整備の事業中断について

平成29年 8月24日 第8回委員会

市役所本庁舎整備事業進捗状況について

平成29年12月14日 第9回委員会

市役所本庁舎整備事業進捗状況について

3 調査の内容

本委員会では、当初の委員会の調査検討方針である、市民の代表の立場として、市長部局から出てきた内容を精査するということに従い、調査検討事件にかかる中間報告として、（１）本庁舎整備にかかる業務の進捗について、その経過と市民への説明の状況、今後の事業スケジュールに分けて市長及び担当部局から説明の聴取を行い、（２）基本計画の骨子に基づく基本設計の内容についてでは、骨子に基づいた増築棟の整備、議会の委員会室や控室を含めた既存棟の改築、その他設備や駐車場の整備などについて調査を行ってきた。

ただし、中間報告を提出する前の第４回委員会（平成２８年８月２４日）において、市長から業務を中断するよう指示があり、現在ストップしているとの説明があったが、それを受けて委員会としては、①合併特例債の期限の関係で３１年度には予算化する必要があること、②本庁舎、新しく増築する増築棟、福祉センター、この三つの庁舎をしっかりと結ぶ動線を考える必要があること、③住民福祉の向上には庁舎集約が合理的だが、現状では駐車場の問題が大きいことや本庁機能の集約化のメリットの説明が不足していること、④市長の考えがまとまれば説明をしていくという答弁があったが、市長の方向性が決まらない限り、委員会が先の議論をするということはなかなか難しいこと、などの課題が挙げられた。

また、中間報告以降は、第７回委員会において、市長から本庁舎整備の事業中断について、実施設計に至る前の段階で、少し時間を取って、そもそもの本庁舎の問題と、今回の計画が持っている問題とを慎重に整理するべきだとの市長自身の考えを聞くと同時に、業務委託内容の変更を行ったとの説明を受けた。この段階ではいつまで中断するのか、の明確な答弁はなかったものの、網野庁舎の耐震性の問題は視野に入れている、との発言があった。この時の意見交換では、一定、市長の考え方は理解できるものの、本庁舎機能集約化基本方針の第３項目に掲げられる２９年度末までの完了を目途とするというところに整合しないことについて、今後も市長から出される方針を注視していく必要があるとした。

この後、委員会の開催はしばらくなかったが、委員会としては市長から明確な方針が示されない中、市民へも説明ができないという声があり、議会として市長に対し、議長名により本庁舎整備に係る答弁を求める申し入れを行い、１月にその回答を得るという動きがあった。

第８回委員会では、この回答に従って、進捗状況の説明を受けることとなった。

この中では、網野庁舎別館の耐震診断の委託料、大宮庁舎等活用策及び部局等配置に関する調査委託料を合わせて９４０万円を執行しており、建設部棟と商工観光部棟の２棟を対象として①診断結果に基づく適切な措置等の提言、補強案、それに伴う概算費用などを調査すること、②大宮庁舎の利用の様々なレイアウトのシミュレーションを行うこと等の説明があり、関連して、③丹後庁舎への上下水道部の移転に伴い、関連する部署の移動についての説明がなされた。また質疑の中で、平成２９年１２月議会には、調査の結果を踏まえた関連する移転などに伴うレイアウト

の方向性とその予算を提案したい、との意向が示された。

さらに第9回委員会では、前回の委員会で示す意向が出されていた方向性の提案について説明を聞いた。この中では、市長から、これまでの進捗として、「峰山庁舎に増築棟を建設するという前計画の選択肢を残しつつ、この厳しい財政状況の中で、できる限り経費をかけず、使用できる庁舎は極力使用していくこととして、3月補正予算で計上した予算を使用し、網野庁舎別館の耐震調査と大宮庁舎の利活用について調査を行いつつ検討を進めてきた」という説明があった。また、今後の方向性として、合併特例債を活用した今回の本庁舎整備を考えたとき、①合併による行財政改革の効果をより一層発揮するための集約化は進めつつ、将来の本市のまちづくりに必要な本庁舎のあり方やその位置についても議論の余地を残しておくことが必要であると考えたこと、②小学校統廃合が進み、空き校舎ができたことで、増築棟を建てずとも一定の集約化ができる目途があり、京丹後市役所本庁機能集約化基本方針の趣旨を酌み取って、網野庁舎棟の本庁機能を峰山庁舎近辺に集約するとともに、大宮庁舎を活用することとして、峰山庁舎の増築棟は建設しないことを判断するに至ったこと、などが説明された。また質疑の中では、今回の判断は、財政状況が厳しい中で、市民サービスの充実に財源を当てたいという考えがあるものと思われるが、具体的な施策の提案と一体になされるべきではないかという質疑に対し、例として地区要望の実現の他に、まちづくりのあるべき姿を含めて、新たな庁舎建設における議論については、議会も市民も巻き込んで、もっと合併以降の流れの中で市内全体を見渡し、しっかり行っていく必要があるという考え方が示された。

4 調査のまとめ

本委員会は、調査の目的として京丹後市役所本庁舎整備に関する調査・検討を行うこととして立ち上げられ、以降、本庁舎整備そのものの議論は執行機関の執行権の範囲にあるものとして、担当部局が審議検討した結果を随時、説明を求め、その内容について、財政的な部分を含め、市民の福祉向上や市政の遂行、職員の環境に適切なものであるか、という観点から質疑し、意見交換をしながら進める形で調査をしてきた。

しかし、平成28年8月以降、市長が既存の計画を見直し、結果的にそれまでの増築棟を建設することを基本とした計画から大きく変えて、庁舎整備はできる限り経費をかけず、使用できる庁舎は極力使用していく方向となったことで、かかる経費の財源の拠り所である合併特例債の活用方法も実質的に固まることとなったことは、これまでの庁舎整備に係る議論から見れば大きな政策上の転換だと言える。

本委員会の調査対象範囲と調査方法を改めて振り返ると、本庁舎整備の計画立案から策定については執行機関の役割りであるという前提に立ち、その内容について財政上の問題や、市民の福祉向上や市政の遂行、職員の環境等の観点から質疑、意見交換を行ってきたというものであり、その根幹は、本庁舎機能集約化を目指した

峰山庁舎に増築棟を建設する基本計画に基づくものであった。しかし前述したとおり大きな方向の転換により、本庁舎整備関連の予算等が提案される状況となっていることから、本委員会の調査項目の対象範囲から離れることとなったため、今回の最終報告をもって本委員会の調査検討を終了とする。